

石田記念文庫 54

岡野 鑑記(著)

満洲経済建設の指導原理

康德 6 年度研究報告 甲第 4 号

建国大学研究院

(新京) ?

38 石田興平博士旧蔵

表紙に角「秘」の印刷。版權頁なし。本著は康德 6 年度

(1939)研究報告甲第 4 号、康德 6 年 6 月 19 日、建国大学

研究院全体研究会第 9 回例会に於ける報告の速記録。

康德六年度研究報告甲第四號

建國大學教授 岡野鑑記

滿洲經濟建設の指導原理

秘

建國大學研究院

石田
平

石田記念文庫
54



凡 例

一 本冊子は康徳六年六月十九日、建國大學研究院全體研究會第九回例會に於ける報告の速記録である

一 建國大學研究院は此種小冊子を逐次刊行する外、其の研究成果を定期刊行物、單行本の形に於て公刊し、併せて各種學術資料を翻刻するものとす

康徳六年十一月

建國大學研究院編纂室

目次

一 序 言	一
二 滿洲經濟建設綱要	二
三 日滿經濟統制方策要綱	七
四 一般企業に關する聲明及工業企業家に對する要望	二二
五 日滿經濟共同委員會	二四
六 滿洲國特殊會社及準特殊會社の指導監督方策	二五
七 滿洲國第二期經濟建設要綱	二七
八 重要産業統制法要綱	二三
九 滿洲産業開發五年計畫綱要	二六
十 其他の經濟建設綱要	二七
十一 結論——滿洲經濟建設の指導原理	三二

滿洲經濟建設の指導原理

建國大學教授 岡野鑑 記

一 序 言

滿洲事變以來僅かに八年の間に滿洲經濟の建設は驚くべき飛躍發展を遂げましたが、然らばその經濟建設の指導原理は何か？ これは極めて明白の様であります。が事實はまだ一般に充分認識されてゐない様であります。御承知の様
に我滿洲國では、一元化された機關があつて、經濟建設の指導統制を行つて居るのであります。従てその指導統制の中
には、自ら一貫した指導原理を發見し得るのであります。

その指導統制機關と申すのは、關東軍と政府とでありまして、この二つの機關が、指導統制の必要から今日まで數
多くの「建設綱要」その他を出して居るのであります。これ等の内、廣く一般に公表されたものもあり、又は全然發表
されてゐないものも數多くあるのであります。

右の要綱その他の條項を適當に引用しながらこれに説明を加へて、その中に流るゝ經濟建設の指導原理を掴み出し
て以て私の報告に代へ度いと考へます。

一一 滿洲經濟建設綱要

第一に擧げねばならぬものは、滿洲國政府が、大同二年三月一日（昭和八年）に聲明書として發表した例の有名な「滿洲經濟建設綱要」であります。これによつて、確乎不動の經濟建設の一般的指導原理が樹立されたのであります。之は廣く世に公表されて居りますから、既に御承知のことと思ひますが、その重要な點について、左に簡単に説明致します。

第一序 說

第一の序說の處で「抑々建國ノ本義ハ一ニ順天安民ニシテ之カ具體化ハ三千萬民衆ノ樂土實現ニアリ」と喝破して居ります。この簡単な言葉の中に、滿洲經濟建設の根本目標が、極めて端的に表現されてゐるのであります。この目標を實現する爲めに、次の様な經濟建設の根本方針が樹立されたのであります。

第二 經濟建設の根本方針

その前文は次の様な言葉で述べられて居ります。

『我國經濟ノ建設ニ當リテハ、無統制ナル資本主義經濟ノ弊害ニ鑑ミ、之ニ所要ノ國家的統制ヲ加ヘ、資本ノ效果

ヲ活用シ、以テ國民經濟全體ノ健全且ツ濺瀾タル發展ヲ圖ラントス。斯クシテ國民大衆ノ經濟生活ヲ豐富安固ナラシメ、其ノ國民的生活ヲ向上シ、我國力ヲ充實シ、併セテ世界經濟ノ發展ニ貢獻シ、文化ノ向上ヲ計リ、以テ建國ノ理想タル模範國家ヲ實現スルハ、經濟建設究極ノ目標ナリ』

と申して居るのであります。この内容を繰返して説明する迄もなく、極めて廣汎なる諸問題を、極めて明快な言葉を以て、殆んど全部網羅して居るのであります。特に國民生活の向上を前途とする模範國家の建設が、經濟建設究極の目標であると強調する處にその重要な意義があるのであります。つまり當時はまだ、國際狀勢が緊迫化してゐなかつたので、單に「國力ヲ充實シ」と言つただけで、國防の強化などは言はず、否むしろ「併セテ世界經濟ノ發展ニ貢獻シ」とまで述べて、理想に燃ゆると共に、極めて餘裕のある態度をすら示してゐるのであります。

右の大目標に到達する爲めに、次の様な四大根本方針を樹立したのであります。

(一) 國民全體ノ利益ヲ基調トシ利源開拓、實業振興ノ利益ガ一部階級ニ壟斷サルルノ弊ヲ除キ萬民共樂ナラシムルコト

この第一方針が、當時各方面に一大センセーションを捲起した文句であります。特に「一部階級ニ壟斷サルルノ弊ヲ除キ萬民共樂ナラシム」といふ言葉は、きわめて意味深長でありまして、滿洲は國家社會主義を實施するのではな

いかといふ疑惑を一般に抱かしむるに至つたのであります。

(二) 國內賦存ノ凡有資源ヲ有效ニ開發シ經濟各部門ノ綜合的發達ヲ計ルタメ、重要經濟部門ニハ、國家的統制ヲ

加へ合理化方策ヲ講スルコト

四

この第二の方針で、明白に統制經濟を實施し合理化方策を講ずることを規定したのであります。つまり以上の二大方針によつて、國家社會主義までは行かなくとも、相當徹底した統制經濟を實施する方針だといふことが理解されるのであります。しかしそれかといつて、資本主義を全然排除すると言ふのではなく、次の第三の方針によつて之を認めらるるのであります。即ち

(三) 利源ノ開拓、實業ノ獎勵ニ當リテハ門戶開放機會均等ノ精神ニ則リ、廣ク世界ニ資本ヲ求め、特ニ先進諸國ノ技術經驗其他凡有文明ノ粹ヲ蒐メ之ヲ適切有效ニ利用スルコト

この第三の方針、即ち海外に援助を求めんとする方針を見ると第一、第二の方針即ち統制強化の方針とは矛盾する様に見えますが、疲弊し切つた當時の滿洲の實情から言へば、理想と現實との矛盾を如實に表現してゐるわけ、むしろ今日から見れば、この綱要の起草者に同情の念禁じ難いものがある次第であります。

而して最後に、滿洲と日本及東亞との關係を次の如く明白に規定して居ります。

(四) 東亞經濟ノ融合合理化ヲ目途トシ、先ヅ善隣日本トノ相互依存ノ經濟關係ニ鑑ミ、同國トノ協調ニ重心ヲ置キ相互扶助ノ關係ヲ益々緊密ナラシムルコト

この時既に東亞經濟協同體の結成を念願し先づ日滿融合經濟から出發せよと言つてゐるのであります。滿洲事變直後の事態から見れば正に卓見と言ふべきであります。

第三 經濟統制の方策

以上の根本方針の主旨に従て、國民經濟を統制する爲め、政府は「現下ノ情勢上實現可能ニシテ最善ナル手段」として次の様な二大方策を決定したのであります。即ち

- (一) 國防的若クハ公共公益的性質ヲ有スル重要事業ハ公營又ハ特殊會社ヲシテ經營セシムルヲ原則トス
- (二) 右以外ノ産業及資源等各般ノ經濟事項ハ民間ノ自由經營ニ委ス、只特ニ國家福利ヲ重シ其ノ生計ヲ維持スル爲ニ生産消費ノ兩方面ニ互リ必要ナル調節ヲ行フ

右の二大方策は極めて重要な規定でありまして、國防上、公益上の重要事業は、原則として公營制度又は特殊會社制度を以て行ひ、それ以外の經濟事項は民間の自由經營に委すと言ふのであります。ただ特別の必要がある場合は、後者についても或る程度の統制を加へることを豫想してゐるのであります。從て相當に廣範圍に互る強力な統制經濟には相違ないのであります。自由經濟主義を否定したものでないことは明白であります。

以上を以て原則的規定を終り、第四項以下第九項に至るまで、各經濟部門に就て相當詳しい具體的な方策を規定してゐるのであります。内容の説明は省略しますが、項目は即ち次の通りであります。

第四 交通の充實

第五 農業の開發

五

第六 鑛工業の振興

第七 金融の整備

第八 商業の助長

第九 私經濟の改善

そして第十項の結論で大要次の様に結んで居ります。

『以上開示セル各部門ニ關スル建設方針ノ要綱ハ、尙其ノ規模小ナリト雖モ漸時我國財政經濟ノ實力ニ應ジ其ノ計畫モ擴大セントスルモノニシテ、然モ本計畫ヲ以テ進ムキ現在我國總生産額三十億圓ハ十年ヲ出デズシテ倍加スルヲ疑ハズ……………要ハ國家ト國民永遠ノ繁榮ヲ基調トシテ世界ニ比類ナキ新經濟組織ヲ完成シ、我王道建國ノ大使命ヲ全クセントスルニ在リ』

以上述べましたが、滿洲國經濟建設網要の大要でありまして、謂はば「經濟憲法」とでも申すべき重要な文章であります。これから次第に述べます様に、その後時間の進展と共に、經濟建設の實態は色々に變化して來ましたが、その根本精神は、依然としてこの經濟建設網要の中に脈々として生きてゐるのであります。つまりこのことを絶えず念頭に置き乍ら、滿洲國經濟各般の建設狀況を理解して頂き度いと思ふのであります。

三 日滿經濟統制方策要綱

次に重要な要綱は、その翌年即ち康德元年三月（昭和九年）に、日本政府の閣議を以て決定した「日滿經濟統制方策要綱」であります。これは日滿經濟を一體とする統制方策を規定したものでありまして、日滿經濟關係を理解する爲めに重要な要綱であります。これは一般に發表されてゐないのでありますが、非常に重要な規定であります。

これは所謂「閣議決定」といふことになつて居りまして、その法的根據に關してはなほ議論の餘地ありませんが、日本の確乎不動の方針を滿洲國との協議の下に決定したものでありまして、日滿經濟に關する大方針であります。その大要を述べますと次の通りであります。

第一 統制方針

『日滿經濟ノ進展ニ付テハ、滿洲國ヲシテ帝國ト不可分關係ヲ有スル獨立國家トシテ進歩發展セシムル根本方針ニ基キ、兩國ノ共存共榮ヲ精神トシ兩國國民生活ヲ安定向上セシムルト共ニ、帝國ノ對世界的經濟力發展ノ根基ヲ確立シ、併セテ滿洲國ノ經濟力ヲ強化スルヲ目的トス』

これによりますと、滿洲國を獨立國家として進歩發展させるが、日滿兩國の經濟關係は不可分關係だと明白に規定して居るのであります。この不可分關係の確立によつて始めて、兩國の共存共榮、兩國國民生活の安定向上、日本の

對世界的經濟發展、滿洲の經濟力の強化等が遂げられるわけでありませう。

この日滿不可分關係と言ふことを、世間では唯ぼんやりと考へてゐる様であります。事實は非常に重大な根本原則でありまして、この原則の確立からこそその後の方針、政策といふものが生れて來たのであります。

次の三大方針が即ちそれでありませう。

- (一) 日滿經濟ヲ特ニ一組織體トシテ合理的ニ融合スルヲ目標トシ、兩國ノ資源賦存ノ狀況、既存産業ノ狀態、乃至國民經濟發達ノ情勢ヲ較量シ、適地適應主義ニ則ルコト
- (二) 日滿兩國ノ國民全體ノ利益ヲ基調トシ現下經濟上ノ弊害ヲ是正スルコト
- (三) 國際情勢ニ適應スル様平時及非常時ニ通ズル日滿兩國ノ組織的經濟ノ確立ヲ期スルコト

以上の三大方針の中の第一方針によつて、日滿經濟を一組織體とする合理的融合經濟化といふ原則と、適地適應主義の原則とが明白にされたのであります。つまり兩國は政治的には獨立國家であるが、經濟的には國境を超越した一經濟組織としての融合經濟だと言ふのであります。従て一般に言ふブロック經濟などといふ生易さしいものではなくて、融合經濟即ち「トケアヒ」經濟であります。だから私は、これと區別する爲めにブロック經濟を結合經濟即ち「ムスピアヒ」經濟と申して居るのであります。

ただ一口に融合經濟だとか、適地適應主義だとか申しますが、これを實際上の政策として考へる場合には、非常に重大な意義を持つて來るのであります。つまり兩國は經濟的には完全に一體であることを意味するのであります。

この二大原則を兩國が明確に規定したことによつて、その後の兩國政府の經濟政策は、凡てこの二大原則の線に沿ふて行はれて來たのであります。

所が日本の一般民間では、この原則が徹底してゐない爲めに、今日尚ほ依然として兩國關係を、本國對植民地の關係と考へ、適地適應主義どころか、滿洲を原料の生産地であり商品の市場であるといふ風に考へてゐるのであります。例へば、工業立地等の場合にしましても經濟條件を東京か大阪か奉天かといふ風に比較較量して、若し奉天が有利ならば奉天に立地するといふ考へ方こそが、ほんとの適地適應主義であります。したがつて若し奉天に工場を建設する爲めに將來日本が壓迫を受けて困るなどといふ考へ方では、まだ日滿經濟の一體不可分關係を理解してゐない證據であります。

次に、第二、第三の統制方針は、自ら第一の方針から生れて來る方針でありまして、常に日滿兩國民の一體的利害を基調として統制を行ふと共に、假にいかにも國際情勢が變化しても、平時及非常時を通じて常に一蓮托生的に兩國の組織的經濟を確立するといふのであります。

以上説明が少し長くなりましたが、以上の三大統制方針に従て次の一般統制要綱が出來たのであります。

第二 一般統制要綱

これは全部で六項から成り、第一は、國防上の必要から日本の實權下に置いて急速なる發達を圖るもの（交通通信その他）第二は、滿洲國の行政下に置くが兩國で統制するもの、第三は、金融、第四は、技術及勞働、第五は、貿易

關係といふ風に夫々規定し居ります。その説明はこれを省略することと致しまして、最後の第六項に次の様な言葉があります。即ち

『本方策要綱ノ實施ニ付テハ各應協力最善ノ措置ヲ講ズベキハ勿論ニシテ、其ノ滿洲國經濟政策トシテノ具現ニ至ツテハ主トシテ在滿帝國機關ノ内面的指導ニ俟ツベキモノトス』

この規定が所謂「關東軍の内面指導」と言はれるものであります。つまり日滿經濟統制方策要綱の實施に就ては、各關係機關が協力して最善の努力を爲すべきは勿論であるが、これを滿洲國經濟政策として實現する場合には、主として在滿帝國機關、即ち關東軍司令部の内面的指導によつて行ふべきものだと規定であります。

従て軍の内面指導權を、滿洲事變を契機として事實上軍が有するに至つた、實力の結果だといふ風に、ただ簡単に解釋することは誤解でありまして、以上述べましたやうに、閣議決定に基く明白な規定の上に立つ權限なのであります。

ただ問題は、軍の内面指導の必要性如何と、内面指導の權限の範圍如何といふことであります。これは、滿洲國經濟の發達の情況如何、その經濟統制の機構の整備狀況如何、國際情勢の變化如何等の問題から判定すべきものであります。尙ほ慎重な考察を要すべき問題であります。この議論はデリケートな問題でありますからこゝでは省略致しますが、ただこの指導權なるものは極めて伸縮性に富むものだといふことを附加して置ませう。

さて以上の一般統制要綱に基いて、次の様な統制方法が規定されたのであります。

第三 統制方法

日滿經濟の一體不可分關係の深厚を圖る主旨に基き、各種事業の性質、態様其他の必要から、適當の行政的乃至資本的統制の措置を講ずべきものと致しまして、詳細な規定を設けて居ります。全部で七項に分れて居りますが、重要な項目について略述しますと次の通りであります。

(一) 原則トシテ滿洲ノ特殊會社ヲシテ經營セシメ直接間接ニ日本帝國政府ノ特別ノ保護監督ヲ受ケシムルモノ

- (1) 交通通信ニ關スル主要事項
- (2) 鐵鋼業
- (3) 輕金屬工業
- (4) 石油業
- (5) 代用液體燃料工業
- (6) 自動車工業
- (7) 兵器工業
- (8) 鉛、亞鉛、ニッケル、石綿等ノ原礦採掘業
- (9) 石炭鑛業
- (10) 硫安工業
- (11) ソーダ工業
- (12) 採金事業
- (13) 電氣事業
- (14) 採木事業

(二) 獎勵助長ノ主旨ニ基キ適當ナル行政的乃至資本的統制ノ措置ヲ講ズルモノ

- (1) 製鹽業
- (2) パルプ工業
- (3) 棉花栽培
- (4) 綿羊飼育
- (5) 製粉工業
- (6) 油脂工業
- (7) 製麻工業

(三) 日本産業ノ實狀ニ顧ミ制限的主旨ニ於テ行政的統制ノ措置ヲ講ズルモノ

- (1) 纖維工業
- (2) 米栽培
- (3) 養蠶
- (4) 汽船トロール漁業
- (5) 機船底曳網漁業

(四) 前三號ノ範圍ニ屬セサル滿洲ノ事業ハ原則トシテ自然ノ發達ニ委ス

以上四項の外(五)(六)(七)の三項がありますが、これは省略致します。以上の規定で明白であります様に、特殊會社で經營する事業、獎勵助長の意味で統制する事業、制限的主旨で統制する事業、原則として自然の發達に委す

る事業、といふ風に四種類に分類して統制方法を定めたのであります。

次に「第四、事業統制要綱」といふのがありまして、以上四種類の事業を、事業別に夫々具體的に規定してゐるのでありますが、こゝでは省略致します。

これを要するに、この日滿經濟統制方策要綱の規定は、時局の進展と共に益々緊密の度を加へつゝある日滿相互間の經濟統制關係に、不動の基礎を置いたものでありまして、過去は勿論として將來に於ても、據つて以て立つべき重大なる規定であります。

四 一般企業に關する聲明及工業企業家に對する要望

最初に述べました大同二年の「滿洲經濟建設綱要」は、内地一般企業家に對しては、恰も門戸閉鎖の如き印象——當時の批評によれば「資本家入るべからず」の如き印象を興へましたので、政府はこの誤解を一掃する爲めに二回に亘つて次の様な聲明を出して、企業家の滿洲進出を歓迎したのであります。

(一) 一般企業に關する聲明

これは康德元年六月（昭和九年）に滿洲國政府が出した聲明書でありまして、その大要は左の通りであります。
『……「滿洲國經濟建設綱要」ニ於テハ滿洲國ニ於ケル各般ノ事業中一般民間ノ經營ニ委セララルモノノ範圍必ズン

モ明カナラズ、民間事業家ニ對シ稍々趣旨徹底ヲ缺キタルヤニ觀測セラレタルモ……國防上重要ナル産業、公共公益的の事業及一般産業ノ根本基礎タル産業……ニ付テハ特別ノ措置ヲ講ズルコトトセルガ、其ノ他ノ一般ノ企業ニ付テハ事業ノ性質ニ應ジ時ニ或種ノ行政的統制ヲ加フルコトアルベキモ、大體廣ク民間ノ進出經營ヲ歡迎スルモノナリ』

この聲明書において「廣ク進出經營ヲ歡迎スルモノナリ」と結んでありますが、これを見て日本のチャーナリズムは、滿洲がネツプ即ち新經濟政策を布いて一步退却をやつたのだと宣傳したのであります。しかし聲明書の内容を熟讀すれば直ちに明白となる様に、決して從來の方針を變更したものではなくして、繰返して説明を加へたと言ふ程度に過ぎないのであります。

(二) 工業企業に對する要望

次で翌康德二年六月（昭和十年）に、政府は更に企業家に對して要望を發表しました。この要望は、前に述べました聲明書の主旨を繰返した後、新規企業設立に關する手續を懇切に説明して、以て企業家の滿洲進出を勸奨したのであります。この内容の説明は省略いたしますが、要するに以上二回の聲明は、單に企業家の誤解を一掃して滿洲進出を歓迎したといふことに過ぎないのでありますが、これによつて日本企業家に與へた精神的効果は相當大きかつたと考へられるのであります。

五 日滿經濟共同委員會

さきに述べました様に「日滿經濟統制方策要綱」は一般に發表されてゐないのでありますから、日滿經濟關係が具體的問題となつて表面化する場合には、何かそこに法律的根據を興ふべき表面的規定が必要となるのであります。つまりこの日滿經濟統制方策要綱を法制化したものが、即ち康徳二年七月十五日（昭和十年）に日滿間に締結した「日滿經濟共同委員會ノ設置ニ關スル規定」に基いて出來た所の「日滿經濟共同委員會」なのであります。

この協定も滿洲經濟建設の指導原理の一面を表すものでありまして、その大要は次の如くであります。

(一) 設置の趣旨

日本及滿洲兩國政府は兩國間に『現ニ存スル日滿兩國ノ經濟上ノ依存關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲、日滿兩國經濟ノ合理的融合ヲ實現センコトヲ希望シ』、『日滿議定書ノ趣旨ニ據リ日滿兩國相互間ノ重要ナル經濟問題ニ關シテモ日滿兩國ハ充分且ツ緊密ニ共同ノ實ヲ擧クルノ必要ナルヲ認メ』て此の日滿經濟共同委員會を設置したのであります

(二) 委員會の内容

委員會の設置協定は本文六條と附屬書三項とから成立して居りますが、第二條に

『委員會ハ日滿兩國經濟ノ連繫ニ關スル主要事項及日滿合辦特殊會社ノ業務ノ監督ニ關スル重要事項ニ付日滿兩國政府ノ諮問ニ應ジ其ノ意見ヲ兩國政府ニ具申スベキモノトス』

といふ規定があります。つまり諮問機關でありまして、諮問に應じて意見を具申すると共に、第四條では建議をも出來る立前になつて居ります。

右の第二條の規定に於ける「日滿兩國經濟ノ連繫ニ關スル主要事項」の内容は、附屬書の第二に規定して居りますが（一）輸出入及關稅ニ關スル事項（二）重要産業ノ開發及統制ニ關スル重要事項（三）日滿合辦特殊會社ノ設立ニ關スル法令ノ制定及改正ニ關スル重要事項（四）投資ニ關スル重要事項（五）其他ノ重要事項、などであります。

從て諮問事項は相當廣範圍に互つて居りますが、事實上は關係行政官廳相互間で適宜に處理して居りますので、委員會に提出する議案は極めて少ないのであります。然しこれは形式上兩獨立國家間の國際條約上の協定でありますから、假に法律上の問題が起る場合があるとしても、この委員會の制度がある事によつて責任が明白になる譯であります。

六 滿洲國特殊會社及準特殊會社の指導監督方策

以上述べました様な經濟建設の指導原理及統制方策に基いて、滿洲の經濟建設は着々として實施されて來たのであ

りますが、その建設の重大役割を實際上演じてゐるものは、特殊會社及準特殊會社であります。従てこれ等の特殊會社の實績如何は又同時に經濟建設の成績如何に關係する處極めて甚大であります。

そこで關東軍司令部では、康徳三年七月（昭和十一年）特殊會社の指導監督方策を決定して之を政府に指示したのであります。勿論之は發表されて居りませんが、大要左の如きものであります。

第一方 針

特殊會社並準特殊會社ノ滿洲國經濟開發上ニ於ケル重要性ニ鑑ミ、之ガ健全ナル發展ヲ促進シ併テ其ノ獨占的弊害ヲ排除シ以テ各會社本然ノ使命達成ニ遺憾ナキ様指導監督スルモノトス

第二要 領

(一) 監督機關ノ充實

滿洲國政府ノ現制監督機關ヲ擴大強化シ會社ニ對スル積極的指導監督ヲナシ得ル様措置スルト共ニ、滿洲國政府ノ會社ニ對スル監督ヲ成シ得ル限り一元的ニ統制スル様考慮スルモノトス

右機關ノ整備ニ必要ナル人員ノ充實ニ方リテハ會社經營等ニ十分ナル經驗ヲ有スル有能、達識ノ士ヲ銓衡スルモノトス

(二) 會社ノ指導監督ニ方リテハ絶エス滿洲國產業開發全體ノ見地ヨリ一貫セル方針ノ下ニ會社ノ健全ナル發展ヲ助

成スルコトニ重點ヲ置キ檢察的態度ヲ排除シ干涉ニ流レス經營當事者ヲシテ遺憾ナク其ノ才幹ヲ發揮セシムル様考慮スルモノトス

以上の規定でよくわかります様に、軍としては、如何にすれば特殊會社の合理的發達とその能率化とを遂げ得るかに、周到なる注意を拂つてゐることが理解されるのであります。

即ち其の獨占的弊害を排除して使命達成に遺憾なき様指導監督することを根本方針として、政府の監督は一元的ならしむると共に、監督者には會社經營に經驗ある有能達識の人を銓衡せよと言ひ、之と同時に檢察的監督を排除して經營當事者をしてその才幹を發揮せしめよと言つてゐるのであります。

かくして最後に(一)人事(二)給與(三)組織(四)事業(五)利益處分、等に關し夫々規定してゐるのであります。

七 滿洲國第二期經濟建設要綱

以上述べました様に軍及政府は、意識的計畫的に統制經濟を行ひつゝ、經濟建設を實行して來たのであります。滿洲事變以後の國際情勢は次第に緊迫化して、日本及滿洲に對して益々その脅威を加へて來たのであります。のみならず大同二年（昭和八年）の經濟建設綱要を規定して以來滿三年半を経過して、謂はば基礎的工作の第一期を既に遂げ

たわけであります。

そこで時局の推移と共に愈々其の第二期工作に入るの必要を認めて、康德三年（昭和十一年）八月十日、關東軍司令部は「滿洲國第二期經濟建設要綱」を決定しまして、之を政府に指示したのであります。

この要綱は、後に述べます様に國際情勢の險悪化に對處する爲めに經濟建設を國防重點主義に移したのでありますが、決して従來の建設方針を變更したわけではありません。世間では往々にして國防國家の建設自體が最終の目標であるかの如き考へを持つてゐる人がありますが、それは誤解であります。謂はば時局の要請に應ずる爲めの過渡的方策でありまして、依然として「王道樂土」の實現こそ國家の究極の目標であります。ただ國防強化の必要がなくなる時は何時かと言ふことは勿論、豫見し得ないのであります。つまり眞に東亞新秩序の建設が成り、次で世界平和が確立するまでは、日滿共に國防國家の建設に邁進すべきものであります。従て滿洲經濟建設の指導原理は、今後尙ほ相當の期間に亘つて、國防國家建設の線に沿ふて行くものだと言ふことを御理解願ひ度いのであります。

以上の意味に於て、この第二期經濟建設要綱は、現在の國防經濟建設の根幹たる「滿洲産業開發五年計畫」の生みの親とも言ふべき規定なのであります。その内容極めて廣汎でありますし、また一般に發表されて居ませんが、以下の大要を説明致します。

第一方 針

『滿洲國第二期經濟建設ハ昭和十五、六年ヲ目途トシ帝國在滿兵備ノ充實増強ニ伴ヒ日滿共同防衛上必要ナル諸施

設ノ實現ヲ期スルト共ニ、滿洲國ノ現狀並北支等ノ實情ニ鑑ミ滿洲國ノ健實ナル發展ヲ促進シ、以テ帝國大陸政策ノ根基ヲ不動トシメントスルニアリ』

この建設方針は二つの部分から成つて居ります。第一は、昭和十五、六年を目途とし日本の在滿兵備を充實増強するから、その日滿共同防衛上に必要な諸施設を實現すると言ふのであります。昭和十五、六年を目標にしたのは軍事上の計畫でありましてその理由は私共の關知せざる所ではありますが、兎に角この期限を目標にして國防經濟に重點を置いてその建設を速進すると言ふのがその第一方針であります。

第二は、滿洲國の現狀が尙ほ一段の努力改善を要すると共に、當時北支の實情が混沌としてゐた實情に鑑み、この際滿洲國の健實なる發展を促進して、以て日本の大陸政策の不動の據點たらしめると言ふのがその第二の方針であります。

従てこの第二期經濟建設の方針は、ただ國防經濟建設だけに終始してゐるわけではなく、大陸政策實現の不動の據點としての滿洲國の健實なる發展といふことに存するわけであります。併し國際關係が日に緊迫化する現狀を以てすれば、自然重點が國防國家建設へと向はざるを得ないわけであります。

以上のような方針の下に次の様な要綱が定められたのであります。相當詳細に互る規定がありますがその大要を述べますと次の通りであります。

第二要 領

- 一、經濟開發ノ重點ヲ國防産業ノ施設充實ニ置クト共ニ治安工作ヲ強化シテ産業開發ヲ促進スルモノトス
- 二、大和民族ノ大量移住ノ國策ヲ確立シ、二十年間百萬戸ヲ目途トシ第一期五年間ニ自由移民ト集團移民ト合計十萬戸ノ移住ヲ計畫スルモノトス
- 三、國防産業ハ有事ノ際大陸ニ於ケル軍需ノ自給自足ヲ目途トシ滿洲ニ於テハ特ニ鐵、石炭、石油、電氣等ノ基礎的産業開發ニ力ヲ注クモノトス
- 四、農政策ハ農本立國ノ大綱ヲ樹立スルト共ニ有事ノ際軍需ノ現地補充主義ノ下ニ適當ナル施策ヲナスモノトス
- 五、現地調辨主義ノ目標ト日滿經濟ノ合理的融合ノ精神ニ基キ、内外地ヲ通スル産業統制ニ格別ノ考慮ヲ拂フモノトス
- 六、交通及通信
- 七、財 政
- 七、金 融
- 八、特殊會社及準特殊會社
- 九、滿洲國行政機構ハ中央集權主義ト地方分權主義トノ調整並行政ト經濟トノ調和ノ精神ニ基キ、行政機構ノ簡易化ヲ圖リ國家統制活動ニ便ナラシムル如ク調整スルモノトス

十、日滿諸機關ノ給與ヲ統制スト共ニ生活費ノ低減ニ資スル爲、物價ノ調節、配給組織ノ合理化ヲ圖ルモノトス
 以上は「要綱」の概略に過ぎませんが、その中に流れてゐる共通の觀念は、一朝有事の際を考慮した非常時對策であります。特に非常時對策たることを明白に規定しない事項の中でも、例へば第二項の移民對策、第九項の行政機構の改革、第十項の物價對策並に配給機構の合理化等の諸要項も、要するにこれ等の整備擴充によつて直接及間接に國防經濟の確立を一日も早く成就し度いと念願から生じた方策に外ならないのであります。

以上の各項に就て夫々説明を加へることは省略致しますが、以上述べました「要領」の後に備考として次の如き事項が擧げてあります。

備考

右綱要ニ基キ滿洲國政府ニ於テハ左記諸方策ヲ立案シ之カ實現ヲ期スルモノトス

- 一、産業五年計畫
- 二、財政五年計畫
- 一、農業政策ノ大綱
 - 一、特殊會社並準特殊會社ノ指導監督ニ關スル具體的方策
 - 一、移民準備ニ關スル各種具體的方策
 - 一、行政機構ノ調整ニ關スル方策

一、給與制度ノ調整ニ關スル方策

つまり第二期經濟建設綱要の趣旨に基いて以上七個の方策を立案しその實現を期することを命じたのであります。

『第一』の産業五年計畫は、直ちに立案に着手しまして同年末に之を完成し、翌康德四年（昭和十二年）一月より實施し、その後大修正は致しましたが、現行の産業開發五年計畫なるものが即ちそれでありませう。即ち産業五年計畫はこの第二期經濟建設綱要の要請に應じて成案されたものであることを記憶して頂き度いのであります。

『第二』の財政五年計畫は、今日までまだ具體的なものが出来てゐない様であります。これは恐らく滿洲國經濟の發展が急激な爲め財政的見透しが困難なためと、近年「物の經濟」が中心となり財政はこれに追従する結果となつてその計畫樹立の重要性が減少した爲めとでありませう。しかしそれだからと言つて財政計畫樹立が不必要だといふ辯護にはならないのであります。最近の様に積極的建設財政に名を籍りて放漫政策に流れ易い時代には、特にその必要を痛感するものであります。

『第三』の農業政策大綱は、やはり必要に應じて作られた部分的具體案の程度でありまして、総合的な政策大綱といふ様なものは別な様であります。例へば産業五年計畫中に農畜産部門の計畫があり、更に北邊振興計畫を始めとして各種の農業政策が樹立實施されつゝあるのであります。

『第四』の特殊會社並準特殊會社の指導監督に關する具體的方策は、從來夫々の特殊會社並準重要産業統制法の規定に準據して、政府がその監督權を行使して來たのであります。所が漸く今年になつてから軍需品工場に對する軍

需監督制度、政府の新監察制度、特殊團體員の瀆職處罰法等を實施するに至つたのであります。

『第五』の移民準備に關する各種具體的方策は、從來部分的に實施して參つたのであります。日滿間に今年漸く「滿洲開拓政策基本要綱」が成立して、明年度から實施することになつてゐるのであります。

『第六』の行政機構の調整に關する方策は、本要綱に基いて康德四年七月に大きな改革を實施したことは御承知の通りであります。しかし既に二年以上を経過し、過去の經驗と時局の要請とに従つて、今日第二の大改革を爲すべき時期に到達してゐることを、こゝに附加して置き度いと考へます。

『第七』の給與制度の調整に關する方策は、康德六年に法律を制定して之を制度化したのであります。但しこの制度も各方面に不合理性が發見されてその改正を要望する聲が大きくなつて來てゐるのであります。

以上述べました七大方策は何れも國策の根幹を爲す處の大方策であります。遂次具體化されてゐるこれ等の諸方策の中に含まれてゐる方針要領なるものは、何れも滿洲國經濟建設の指導原理を一般的若くは具體的に示すものに外ならぬのであります。その説明は省略致します。

八 重要産業統制法要綱

以上述べました様に各種の要綱を通じて、我々は滿洲經濟建設の指導原理が奈邊に存するかを理解し得るのであり

ますが、これ等の要綱の大部分は發表されてゐない關係から、一般企業家にとつては種々の誤解や不便が生じて、企業活動を阻害するの懸念を生ずるに至つたのであります。

そこで、次に述べます様に、日滿一體不可分の關係に基く經濟統制の主義を明確ならしむる爲め、一般的法規を制定して統制の内容を明示し、企業活動に明確なる指標を與へる必要を認め、重要産業統制法を制定することとなつたのであります。即ち關東軍司令部では康徳三年（昭和十一年）十一月二十七日に、その法律制定要綱を決定して之を政府に指示したのであります。

政府はこの指示要綱に基いて重要産業統制法を制定し、康徳四年五月十日より公布實施したのであります。統制法自体は經濟統制の手段方法を規定したものであります。要綱中に統制の指導方針を指示して居りますので經濟建設指導原理の補足として、以下簡単に要點のみを説明し度いと考へます。

第一 重要産業統制法制定の理由

『經濟統制ノ主義ハ日滿一體ノ精神ニ基キ兩國民全體ノ爲メ適地適應主義ニ從ヒ全體協力ニ依ル綜合的産業經濟ノ振興ヲ期セントスルニ在リ。然ルニ統制ニ關スル法規ノ明文ヲ缺キ一般企業活動ヲ阻害スルノ懸念アルヲ以テ、茲ニ一般的法規ヲ制定シテ統制ノ内容ヲ明示シ企業活動ニ明確ナル指標ヲ與ヘ以テ滿洲國産業ノ健全急速ナル發達ト日滿經濟ノ合理的融合ヲ期セントスルニ在リ』

統制法制定の理由は右の通りでありまして、之に従て次の様な業別統制方針を規定してゐるのであります。産業統

制法の法文を見ますと「統制法施行ニ關スル件」の第一條に「重要産業ハ左ノ通トス」として二十一の業種を並べてありますが、本要綱に於ては之を四大別して夫々統制方針を規定して居ります。従て同様に重要産業と稱しても統制する場合には自ら強弱の差があるわけでありまして、御参考までにその概要を申上げれば左の通りであります。

第二 業別統制方針

- (一) 原則トシテ滿洲ニ於テ當該事業ニ支配的地位ヲ有スル特殊ノ會社ヲシテ經營セシメ直接又ハ間接ニ帝國政府ノ特別ナル保護監督ヲ受ケシムルモノ（閣議決定）
- (1) 兵器製造業 (2) 航空機製造業 (3) 自動車製造業 (4) 液體燃料製造業 (5) 鐵、鋼其ノ他ノ金屬精鍊業 (6) 炭鑛業 (7) 曹達製造業 (8) 肥料製造業（疏安）
- (二) 努メテ獎勵助長ノ主旨ニ於テ適當ナル行政的乃至資本的統制ノ措置ヲ講スルモノ（閣議決定）
- (1) 麻、麻製品製造業 (2) 製粉業 (3) パルプ製造業 (4) 油房業 (5) 毛織業 (6) 煙草製造業 (7) 製糖業
- (三) 日本産業ノ實狀ニ顧ミ制限的主旨ニ於テ行政的統制ノ措置ヲ講スルモノ
- (1) 綿糸紡績業及綿織物製造業
- (四) 合理化ヲ圖ルモノ
- (1) 麥酒製造業 (2) セメント製造業 (3) 燐寸製造業

九 滿洲産業開發五年計畫綱要

既に述べました様に、第二期經濟建設綱要の命する所に従ひ、日滿經濟統制方策要綱の根本方針に基いて立案し、關東軍司令部より政府に指示したのが即ちこの産業五年計畫なるものであります。之は康徳三年末に完成して翌四年（昭和十二年）一月一日から實施致してゐるのであります。謂はば從來の經濟建設に關する方針や要領が數字的表現となつて結晶したとも稱すべき偉大なる計畫であります。従てその後の經濟建設は主としてこの計畫を中心として實行されつゝあるのであります。別言すれば經濟建設の數字的指導原理とも稱し得べき内容を有つものであります。

この五年計畫は、第一年度を經過して康徳五年の春、支那事變の勃發を契機として大修正を行ひ殆んど倍額に擴張しましたが、その後既に二年半を經過して今日に至つて居るのであります。計畫の實施に當つては、その内部に種々の問題を包藏し或は生起させつゝあるのであります。ともかくも數字的には相當の實績を擧げつゝあるものと言ふことが出来ませう。

この五年計畫の内容は、第一方針、及第二要領の二部に分ち、更に第二の要領を、鑛工業と農畜産と交通通信の三大部門に分ち、夫々五年後の開發目標を擧げてその目標實現に對する生産擴充の方法及資金計畫を定め、之を計數を以て表示してゐるのであります。特に開發方法を規定する内容の中には、經濟建設の根本方針を示すものが多々あり

ますが、何れにしてもこの五年計畫の内容は頗る老大でありますからその説明は他日の機會に譲り度いと考へます。

十 其他の經濟建設綱要

以上の説明によつて滿洲國經濟建設の指導原理は略々理解し得ると考へますが、其後今日までに指示された綱要その他の主なるものを、御參考までに簡単に附加えて置き度いと考へます。

(一) 北邊振興計畫

支那事變の進展擴大と共にソ滿關係が次第に緊迫化して、大小幾多の事件が相次で起つたことは既に御承知の通りであります。従て關東軍としましては第一線の兵站部とも申すべき北滿國境地帯に重點を置き、特にこの地方の急速果敢なる建設擴充の必要を痛感するに至つたのであります。そこで關東軍司令部では康徳五年（昭和十三年）十二月「國境方面ニ於ケル國防的建設ニ關スル要望事項」として政府に指示し、政府が之に基いて立案して、今年（康徳六年）四月一日から實施してゐるのが即ちこの北邊振興計畫なのであります。これは産業五年計畫及次に述べる開拓國策と共に三大國策と稱せられてゐるものであります。

その内容の概略は既に新聞紙上に發表された通りでありまして相當廣汎なものであります。こゝではその内容の説明を省略致しますが、この計畫と産業五年計畫との關係につきましては、從來の五年計畫の數字の上に、北邊防衛に

關する限りに於て、更に建設の項目と數量とが加重されたと解すればいいのであります。従てこの計畫は三年計畫でありまして既に第三年度に進入しました現在の産業五年計畫と同時に終了する立前となつてゐるのであります。

換言すれば、第二期經濟建設綱要によつて國防重點主義に移つた建設方針が、この北邊振興計畫によつて更に一段と國防第一主義に強化されたと見ればよいのであります。しかしこの計畫内容は極めて廣汎でありますから、従て民生の安定向上に資する處多大であることは當然であります。

御參考までに軍の『要望事項』中の方針を示せば左の通りであります。

『現下ノ事態ニ鑑ミ日滿共同防衛ノ見地ニ基キ對ソ諸準備ノ一環トシテ北滿開發ノ一重要部門タル國境方面ニ於ケル國防的建設ニ關シ在滿兵備ノ増強、産業開發五年計畫ノ遂行ニ照應シツツ日滿綜合力ノ積極的協力發揮ヲ基調トシテ其ノ施策ノ集中徹底化ヲ圖ルヲ以テ根本方針トス』

(二) 滿洲開拓政策基本要綱

第二期經濟建設綱要によつて二十年間百萬戸移民の方針が決定して、その後逐次この移民政策を實施して參つたのであります。所が時局の進展と共に、從來の様な人口食糧問題の解決策を目標とした移民政策ではなくしてむしろ廣く大陸政策實現の一環としての移民即ち廣く物心兩面より見たる開拓民といふ觀點から、從來の移民政策を再検討、再出發する必要に迫られて來たのであります。

そこで昨年(昭和十三年)の十一月頃からその準備に着手し、年内にその成案を得ましたので、本年一月新京で移

民國策日滿懇談會を開催して案を練つたのであります。その後更に日本で案の再検討を行ひ、七月にその最後案を得まして企畫委員會で決定したのであります。

この案は明年(康德七年)一月から實施の豫定でありましてまだ發表されて居りませんが、開拓國策の指導原理を理解する意味に於て、次にその基本方針のみを述べておきます。

第一、基本方針

『滿洲開拓政策ハ日滿兩國ノ一體的重要國策トシテ東亞新秩序建設ノ爲メノ道義的新大陸政策ノ據點ヲ培養確立スルヲ目途トシ、特ニ日本内地人開拓農民ヲ中核トシテ各種開拓民並ニ原住民等ノ調和ヲ圖リ日滿不可分關係ノ鞏固民族協和ノ達成、國防力ノ増強及産業ノ振興ヲ期シ兼テ農村ノ更生發展ニ資スルヲ以テ目的トス』

右の基本方針でお解りの様に、單なる人口食糧問題の解決策ではなくして、道義的大陸政策の據點の培養確立といふ偉大なる理想の下に立つてゐることが理解されるのであります。この開拓政策は、産業五年計畫及北邊振興計畫と共に、前の第四課長片倉中佐時代に成れるものでありまして、前述の通り俗に「滿洲國三大國策」と稱せられる所のものであります。

(三) 企畫委員會設置要綱

この企畫委員會創設の議が起りましたのは一昨年(康德四年)の暮であります。その後幾變遷を経て昨年(康德五年)五月四日「企畫委員會設置要綱」が決定しました。之に基いて同七月に官制を公布したのであります。現在の

處では、爲替、物資、金融貿易、勞務、産業開發、開拓、整備、物價の八委員會と二十五個の分科會とによつて活動してゐるのであります。

その内容の説明は茲に省略致しますが、設置要綱に規定された「方針」は、やはり經濟建設の指導原理の一端を表現するものでありますから、御参考までに次に述べて置き度いと考へます。

方 針

「政治行政機構改革ノ趣旨ニ即應シ産業經濟其ノ他諸政策ノ統制ヲ圖リ其ノ適切有效ヲ期スル爲メ總務廳ノ強化充實ト相俟チ企畫委員會ヲ設置シ官民協力一致ノ實ヲ舉ゲ以テ現下緊切ノ要請ニ對應セムトス」

(四) 物資動員計畫

支那事變の長期化と共にいよいよ戰時經濟體制を強化するの必要に迫られまして、重要資材の全國的需給調整を計る目的で出來たのがこの物資動員計畫なのであります。日滿間の關係を緊密にし乍ら昨年秋から兩國で夫々立案に着手し、今年一月から三月までは過渡的に實施しましたが、四月から本格的に實行してゐるのであります。

物動計畫と申しますと、先づ軍、官、民の需要を測定しまして、それに對する國內の供給額を測定するのであります。戰時經濟では當然に供給の方が不足でありますから、その補填方策として、増産計畫と節約計畫と代用又は回收計畫と輸入計畫とを立案するのであります。右の諸計畫を計數化して需要と供給とを合せるのが即ち物動計畫なのであります。

右に關連して、優先配當の順位その他の配當方策と輸出計畫とを樹て、更に生産、配給、運輸、價格その他の必要なる管制方策を立案實施するのであります。

勿論この物資動員計畫なるものは、主として動員物資の需給を數字的に調整する仕事でありまして、その計畫自体には別に何等の指導原理をも表現されてゐないわけでありまして、この物動計畫を實施する爲めには、生産及配給から分配及消費に至るまでの全國民經濟活動を強く規制し計畫化する必要を生ずるのであります。謂はば數字を以て表現された強力なる統制經濟計畫とでも申すべきものであります。

従てこの物動計畫は、表面には理論こそ持つて居りませんが、これによつて資本主義の無政府性が完全に止揚されて、經濟の計畫性が實現されるのであります。詳しい説明は省略致しますが、資本主義修正の最も合理的な手段としての物動計畫經濟の出現といふ事を、ここで特に強調して置き度いと考へます。

(五) 其他の要望事項

以上の他に關東軍が政府に要望した事項が數多くあります。例へば、昭和十三年五月十四日の産業五年計畫第二年度以降修正會議に於ける軍の要望や、同年八月五日の滿洲國政策遂行に關する要望や、本年四月八日の産業五年計畫第三年度實施方策協議會に於ける要望などその主なるものであります。

これ等の事項中には何れも重要な内容を含み滿洲經濟建設の指導原理を表現するものでありますが、ここでは省略し度いと考へます。

十一 結論——滿洲經濟建設の指導原理

以上長々と個々の要綱その他の事項について夫々説明致しましたが、それによつて、その間に含まれる滿洲經濟建設の指導原理を充分に御理解下さつたことと存じます。しかし以上の説明は多少枝葉に互り過ぎた感がありますので重複する嫌ひはありますが結論と致しまして、一貫せる指導原理の内容を以下簡単に要約して置き度いと考へます。

(一) 指導原理樹立の經過的説明

先づ時間的經過的に要約しますと、大同二年(昭和八年)の「滿洲經濟建設綱要」によつて、生産より消費に至るまでの全滿洲經濟機構に對し、對内的確乎不動の一般的指導原理を樹立したのであります。次で康徳元年(昭和九年)の「日滿經濟統制方策要綱」によりまして、日滿間(對外的)の經濟的特殊關係を規定する根本原則を確立したのであります。つまりこの二個の要綱に依て、日滿の一體不可分融合經濟關係を根底とする滿洲經濟建設の指導原理が樹立されたのであります。

併し日滿兩國は政治的に見るときは相互に純然たる獨立國でありますから、この政治的獨立關係と經濟的融合關係との法律的連繫合理化を圖る目的で、康徳二年(昭和十年)に兩國の協定による「日滿經濟共同委員會」なるものを設置して、この委員會に於て審議決定すべき、兩國經濟の連繫に關する重要事項を規定したのであります。併しこれ

は謂はば兩國經濟關係の法制化に過ぎないのでありまして、實踐的には既に前述の要綱に基いて關係機關相互の間で活潑なる調整が行はれてゐたわけでありませぬ。

以上で指導原理の根本は確立しましたが、その具體的實施に關する指導方策を指示する必要を生じたので、康徳三年(昭和十一年)に「滿洲國特殊會社及準特殊會社ノ指導監督方策」なるものを決定したのであります。之によつて滿洲經濟建設に重要な役割を演じつつある特殊及準特殊會社の合理的擴充發展を促進したのであります。次に同じく康徳三年に制定された重要産業統制法も、亦右と同様に既定の根本指導原理に基く産業統制の實施方策を法制化したものに外ならぬのであります。

然るに滿洲事變後の日本は國際聯盟脱退と共に世界的孤立に陥り、更に日滿兩國の對ノ支關係は次第に緊迫化しましたので、これ等の國際新情勢の發展に即應する爲め、急速なる國防經濟の充實完成を必要とするに至つたのであります。依て以上の指導原理を補足強化し重點主義に基く經濟の飛躍的發展を遂げしむる爲め、康徳三年(昭和十一年)に「滿洲國第二期經濟建設要綱」を規定したのであります。この要綱に基いて各方面に互つて建設工作の促進を見たのであります。その中で最も顯著なものは、康徳四年(昭和十二年)一月から實施致して居ります所の「滿洲産業開發五年計畫綱要」であります。この計畫實施以來既に二年半以上を経過しまして、今や滿洲建設がこの五年計畫を根幹とし軌道として進展しつつあることは、既に御承知の通りであります。

然るにこの五年計畫實施の第一年度(昭和十二年)の半ば頃から支那事變が勃發して愈々本格的戰時體制に入るこ

とになりましたので、第二年度（昭和十三年）に大修正を行つて殆んど二倍に擴張しました。これと共に、國防重點主義を更に一段と強化する必要に迫られまして、この年の暮から翌春（昭和十四年）にかけて「北邊振興計畫」を立案して、四月から實施してゐるのであります。この計畫と併行して、従來日本の移民政策の再検討を行ひ、新情勢に適應せしむるの必要を痛感しましたので、日滿間に數次の折衝を遂げて、（本年昭和十四年）七月「滿洲開拓政策基本要綱」を決定し、明年から實施の豫定になつて居ります。

以上の各種の要綱は、政策の指導方針とその實施計畫とを示したものでありますが、その實施上の具體的審議機關として設置したものが、昨年（康德五年）七月に設置した企畫委員會なるものであります。

之を要するに、滿洲事變以來既に滿八箇年を経過しましたが、その間の世界建國史に類を見ない程の急速なる經濟建設状況を、唯外部から漫然と眺めますと、徒らに時局に即應して拙速主義で盲進してゐる様に理解されるかも知れませんが、事實は以上の通りでありまして、そこには自ら時間的經過的に見た指導原理樹立上の一貫性といふことを充分認識し得るのであります。唯ここで斷つて置き度いのは、右の一貫性といふ事と、その内容の妥當性といふことは自ら別問題でありまして、指導原理の妥當性の批判は他の機會に譲り度いと考へます。

（一）指導原理の内容的説明

以上は時間的説明であります。次に以上の諸要綱の内容を貫く普遍的具體的指導原理に就て簡単に要約して、この報告を終り度いと考へます。

（一）經濟建設の目標

大同二年の建設綱要にあります様に、その究極の目標は「順天安民ヲ目的トスル王道樂土ノ實現」であります。所が其後の國際情勢の變化に伴つて、當面の目標を康德三年の第二期建設綱要に於て「國防經濟ノ建設」に在りと規定したのであります。從てその後の施策は、五年計畫及北邊振興計畫に於て見る様に、凡てが國防國家の建設にその目標が轉移したのであります。しかし滿洲經濟建設の究極の目標は飽くまで「王道樂土ノ實現」でありまして國防經濟の建設はその究極目標實現の爲の過渡的手段に過ぎないことを充分認識すべきであります。

所が、近衛聲明を契機として醸成されて來た東亞新秩序の建設、或は東亞聯盟若しくは東亞協同體の結成と言ふ大理想が高らかに掲げられるに至りまして、滿洲經濟建設の目標も亦自ら其方向に高揚されざるを得なくなつたのであります。勿論従來の綱要中にも「道義世界ノ建設」とか「大陸政策ノ根基ヲ不動タラシムル」とか言ふ言葉で表はして居りますが、之を最も明白に規定したのが「滿洲開拓政策基本要綱」なのであります。

即ち「日滿兩國ノ一體的重要國策トシテ東亞新秩序建設ノ爲ノ道義的新大陸政策ノ據點ヲ培養確立スルヲ目的トシ」と規定してゐるのであります。之によれば經濟建設の目標は、開拓政策に於ては大陸政策の據點培養確立と言ふことになるのであります。滿洲國をして眞にその據點たらしむる爲めには、やはり究極に於て滿洲國をして安居樂業の模範的王道國家たらしむることに外ならぬのであります。

(二) 經濟建設の方針

大同二年の建設綱要の根本方針及方策にあります様に、資本主義的無統制經濟を是正して、重要産業部門に對し國家的合理的統制を行はんとするに在るのであります。即ち國防的若くは公共公益的重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしめ、其の他の事業は原則として民間の自由經營に委せんとするに在るのであります。

この根本方針は、重要産業統制法要綱の規定と共に最初から今日まで一貫した方針であります。その後多少の例外はありますが、それは飽くまで例外でありましてその根本は不動の原則に立つてゐるのであります。

次に重要事業を公營又は特殊會社をして經營せしむると言ふ規定に就てありますが、現在特殊會社の資本の過半が殆ど常に國家資本であり、且つ特殊會社の機能が恰も國家行政機能の延長であるかの如き觀を呈する現状では滿洲經濟建設の根本方針は國家社會主義ではないまでも、國家資本主義ではないかと解する者がある様でありますしかし公營又は特殊會社で經營する事業は國防的には公共公益的事業にのみ限定するのでありますから、國家資本が全面的に支配してゐるわけではありません。又その過半額が國家資本である場合でも、やはり民間資本をも包含する株式會社でありますから、之を直ちに國家資本主義とは云へないわけであります。併し最近の傾向から見ますとその方向に進みつつあることを否定し得ないのであります。

特に産業五年計畫が立案實施されて以來の國家的産業統制の強化と、物動計畫實施後の經濟の計畫化とを見て、

やがては國家社會主義的計畫經濟に進むのではないかと見る向もある様であります。しかし資本主義機構の根本要素が現存する限りは、やはり社會主義經濟ではなくて、強化された戰時統制經濟若くは修正資本主義經濟と解すべきであります。

(三) 經濟建設に於ける日滿關係

經濟建設の日滿關係に就ては、既に「日滿經濟統制方策要綱」の説明の際に詳しく述べた通りであります。即ち兩國經濟關係を明白に「一體不可分關係ニ於ケル合理的融合經濟」と規定しまして、兩國々民全體の利益を基調とする適地適應主義的組織的經濟の確立といふことを其の根本方針としてゐるのであります。

從て統制方策に就きましても、常に右の一體不可分關係を基礎としてゐるのであります。例へば國防關係に於ては、一方日本の直接的積極的統制を認容すると共に、他方常に日本の自發的援助を豫定して、國防經濟の全分野に互つて完全なる相互依存關係を確立してゐるのであります。この方策實施の爲め生じた必然的要求が即ち「在滿帝國機關の内面指導」でありまして、この點に就ては既に述べた通りであります。

從て戰時體制強化を目標とする第二期建設要綱では、日滿關係の原則は一層強化されまして、國防産業發達促進の爲め各經濟部門に互つて、明白な日滿一體不可分の經濟政策を樹立したのであります。特に其後の五年計畫や物資動員計畫の立案及實施及び開拓國策上に於ける兩國の不可分關係が、如何に緊密であるかは、茲に改めて申上げ

る必要もないことと考へます。

(四) 經濟建設の内容

論ずる迄もなく經濟建設の内容は、經濟の全分野に及んで居ります。即ち「經濟建設綱要」の規定する處に依れば先づ生産部門では農、林、畜、水産等の原始産業部門から、廣汎なる鑛業及工業の全部門並に労働技術等の諸問題に及んで居ります。次に流通部門では金融、財政、爲替、貿易及商業等を初めとして、交通、運輸、通信等の諸問題を包含して居ります。最後に消費部門では私生活の改善向上を中心として、物價其他の諸問題に及んで居るのであります。

然るに「日滿經濟統制方策要綱」では、右の内日滿不可分關係部門に重點を置きまして、建設の緩急輕重を考慮して居りますが、第二期建設要綱となるに及んで當然に國防經濟建設第一主義に轉じまして「有事ヲ考慮シ滿洲ニ於テ増産スベキ資源並ニ産業」と明白に規定して特定の事項を列挙してゐるのであります。従て右の要綱に基いて出來た産業五年計畫や、その後の北邊振興計畫の内容は、當然に國防産業増産の重點主義に進みまして、特定産業部門の積極的發展を圖りつつあります。

以上を以て概要ながら私の報告を終りますが、あとは皆さんの御質問によりまして、私の答へ得る問題ならば許された範圍内で、出来るだけ詳しく御答へ致し度いと考へます。(了)

